

当該箇所	誤	正		
225 頁 例題 2 2 行目	飲食店があがっている.	飲食店、 保育園 があがっている.		
226 頁 参考データ (2)	客席数 80 席	客席数 80 席 (固定式でその他の部分は算入しないものとする)		
226 頁 参考データ	(3) 保育園: 教職員 5 名, 児童 40 名 【(3)として右記を追加】			
226 頁 参考データの表 【右記の表に差替え】		(1) 診療所(6 項・イ)	(2) 飲食店(3 項・ロ)	(3) 保育園(6 項・ハ)
	①床面積(計算式も記入)【避難器具算定用】	m ²	m ²	—
	②収容人数(計算式も記入)	名	名	名
	③設置必要台数(計算式も記入)	台	台	台
	④減免の適用	有り・無し	有り・無し	有り・無し
226 頁 解説の表 【右記の表に差替え】		(1) 診療所(6 項・イ)	(2) 飲食店(3 項・ロ)	(3) 保育園(6 項・ハ)
	①床面積(計算式も記入)※【避難器具算定用】	141 m ²	141 m ²	—
	②収容人数(計算式も記入)	57 名	92 名	45 名
	③設置必要台数(計算式も記入)	0 台	0 台	0 台
	④減免の適用	有り	有り	有り
226 頁 解説 【1 行目に右記を追加】	消防法でいう床面積(※)は、一般的に建築基準法の床面積と同じ扱いで求められ、エレベータシャフト・パイプシャフト等も床面積に算入される。しかし収容人数を算定する場合は「その用途に供する部分」とあり、次のとおりとなる。			
226 頁 解説①	① 床面積 15m ² … =141 m ²	① (1)(2)の床面積 15m ² … =141 m ² (3)の床面積 (6)項のハでは収容人数を算定する場合、床面積は使用せず、教職員の数+幼児・児童・生徒の数により算定するため、計算の必要がない。		
226 頁 解説② (2)最終行	12+80 名+(186 m ² ÷3 m ²)=154 名	12+80 名=92 名		
227 頁 解説②の(3) 【右記に差替え】	(3) 保育園の収容人数の算定方法(規則第 1 条の 3) 教職員の数+幼児・児童・生徒の数により算定し 5+40 名=45 名			
227 頁 6 行目	屋外階段	屋外 避難 階段		
227 頁 8 行目	収容人数 10~100 人	収容人数 50~200 人		
227 頁 9 行目	収容人数 101~200 人	収容人数 201~400 人		
227 頁 (3) 【右記に差替え】	施行令第 25 条により、(6)項のハは上記(1)と同様に 20 人以上で必要となる。また、減免についても同様で 0 台となる。			